

玉川村創業マルシェ支援事業「チャレンジショップ」入居者募集要項

1 趣旨

玉川村は豊かな自然、そして美味しい農産物、更にはあたたかい人々のふれあいにあふれた地域である。村内における産業の振興及び活性化を図り、賑わいを創出することを目的として、村内への起業を目指し、新規創業を希望している若者のチャレンジ精神を後押し、支援することを目的に、玉川村創業マルシェ支援事業を展開するため、入居者を新たに募集する。

2 募集内容

(1) 出店期間について

1年間、ただし最大1年間（半年更新）の延長を可とする。

出店期間の開始日は開店日の翌月1日から起算します。

(2) 出店の業種について

接客による集客を目指す事業。（小売業、飲食サービス業等）

あくまで「店舗」であり「事務所」としての利用や集客を目的としない事業の利用は、できません。

(3) 施設の概要

所在地	福島県石川郡玉川村大字岩法寺宮ノ前 140-2 道の駅たまかわ敷地内
ユニットハウス	W4,660×H2,697×D5,600 S造 1階 25.08㎡ (別添図面参照)

(4) 対象施設機能

基本設備は、床板・空調設備・電気(コンセント)・ガス・水道・キッチンとなります。

エアコン1台、キッチン内蔵冷蔵庫1台、ショーケース(非冷蔵)1台、カウンターテーブル、商品棚1台

(5) 入居条件

月額賃料 5,000 円。電気・ガス・上水道・ごみ処理等、直接経費は別途お支払いください。

なお、月途中で退去されても月額分をお支払いいただきます。

3 参加資格

参加資格として以下の要件をすべて満たす方とします。

(1) 20 歳以上（学生を除く。）で、創業にチャレンジしたい方、若しくは創業して5年以

内の方で、将来、玉川村内において開業を考えている方。

- (2) 原則として週 4 日以上、かつ 1 日あたり 6 時間以上の営業ができる方。
ただし、飲食店でお昼のみ営業など、特別な事情がある場合は別途協議いたします。
- (3) 事業運営に必要な許認可を取得していること。(開業時までには取得でも可)
また、許認可に関する費用につきましては出店者の負担となります。
- (4) 国税および市町村税を滞納していないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団またはその利益となる活動を行う者でないこと。
- (6) 出店状況等の定時報告に協力すること。
- (7) 動物など生き物の販売は行わないこと。
- (8) 煙、特殊な臭いがするなど危険物を扱わないこと。
- (9) 公序良俗に反しないこと。
- (10) 扱う食材などは保健所が許可した内容に限ります。
- (11) 政治性または宗教性のある事業でないこと。
- (12) 特定の主義、主張を行う事業又はそのおそれがある事業でないこと。
- (13) 出店時までに玉川村商工会及び玉川村観光物産協会の会員に加入できる方。
- (14) 営業に必要な設備（調理台、冷蔵庫など器具、椅子やテーブルなど）は、必要に応じて準備できること。

4 出店者の応募

所定の応募用紙を玉川村村ホームページよりダウンロードし、必要事項をご記入のうえ、ご応募ください。

また、出店を考えている事業の説明資料等が別にありましたら応募用紙と一緒にご提出ください。

なお、事業説明・施設内覧については、随時対応いたします。

- ① 応募先 玉川村産業振興課 商工観光係
- ② 応募方法 持参又は郵送
- ③ 応募期限 令和 7 年 5 月 30 日（金）正午 必着

5 選定方法

応募用紙の書類審査、面接のうえ、出店者を決定させていただきます。

ご提出いただきました応募用紙の確認のため、別途、ご連絡を差し上げる場合がございます。

選考に関するご質問にはお答えできませんので、ご了承ください。

- (1) 面接予定日 令和 7 年 6 月上旬
- (2) 出店者決定 令和 7 年 6 月中旬

※日程はあくまで予定の為、前後する場合がございます。

6 出店準備・出店

(1) 出店準備

出店者決定後、速やかに各種準備を進めてください。

準備期間 出店者決定から令和7年8月末日

(2) 出店期限 令和7年8月末日までに開店営業してください。

※お問い合わせ先

玉川村役場産業振興課 TEL 0247-57-4629 / FAX 0247-57-3952

Eメール sangyo@vill.tamakawa.fukushima.jp